

日笠火柴販賣株式會社勞働争議

- 一、名 稱 日笠火柴販賣株式會社
- 二、所 在 地 小倉市清水小船野八三四
- 三、事業の種類 火柴販賣
- 四、資 本 金 五拾萬圓（日笠會社傍系）
- 五、代 表 者 木戸正三（小倉市實町）
- 六、従業員 數 一七名（看職人一〇名、運搬夫七名）
- 七、争議参加人員 全 員
- 八、同數生年月日 昭和十年十二月 八日
- 九、同解決年月日 同 年十一月十六日
- 十、同發生原因

會社所有の荷馬車七臺を以て現子七名が運搬に従事（運搬看職人十名）しつづめるが、其の販賣先は概して遠隔の地

に及び一、二晝夜を要すること多く其の間現子は自己の飲食にもとより馬糞費を要し生活困難を理由に賃金値上を要求するに至つたのである。

因みに賃金は月平均現子五拾圓、看職人四拾五圓程度である。

十一、要求並に解決経緯

十二月八日従業員代表として現子、看職人各一名は會社側に次の事項を口頭にて要求した。

- 一、賃金二割値上すること
 - 二、夜間運搬に要する燈火代一回拾五錢支給すること
 - 三、途中の馬糞代一回拾五錢支給すること
- 右要求に對し會社側は即答を避けたので越えて同月十四日更に再度の要求をなして拒絶されたので右代表等は會社側